慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	序
Sub Title	
Author	岩谷, 十郎(Iwatani, Juro)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2018
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.91, No.2 (2018. 2) ,p.iii- v
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	犬伏由子教授退職記念号
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20180228--003

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

序

犬伏由子先生は、本年三月末日をもって慶應義塾大学法学部を定年により退職される。先生は、大阪大学法学部を一九七五年にご卒業の後、同大学大学院法学研究科に進まれ、修士課程修了後、七九年八月、博士課程在籍中に、山形大学教養部講師に着任された。その後、一九八五年一〇月に同大学教養部助教授となられるが、教養部の改組により人文学部に移籍し、九六年に同学部教授に昇任された。その三年後、一九九九年四月、慶應義塾大学法学部は、犬伏先生を教授としてお迎えした。以後、一八年の長きにわたって、塾法学部のためにご尽力下さった。

犬伏先生は民法学者である。特に民法典第四編・第五編（親族編・相続編）を中心とした家族法分野の専門家である。とりわけ、夫婦財産制を主なご研究の対象とされている。大阪大学時代の恩師であられる久貴忠彦先生（大阪大学名誉教授）のご指導によりフランス法についても造詣が深く、夫婦財産制をはじめとするフランス家族法研究に関するご功績も大きい。犬伏先生はご自身で、「個人主義を貫くが故に夫婦の連帯を夫婦財産制に表現しようとするフランスと、夫婦の共同意識が強いにもかかわらず別産制を採用している日本法を対比すること」を通して今後の夫婦財産制の枠組みを考えたいと述べておられ（慶應義塾大学法学部編『語り継ぐ三田法学の伝統』）、今日に至る一貫した犬伏家族法学の方法論がそこに示されているといえよう。その他、家族法領域全般にわたるご業績も数多く、近年では『親族・相続法（第二版）』（弘文堂、共著）や『現代相続法』（有斐閣、共編著）などの家族法の基本書も著されている。

また先生は、夫婦の氏、離婚による面会交流権といった近年の家族法に関わる諸問題についても積極的にご研究を進めておられるが、家庭裁判所の調停委員を長年務められているご経験から、家事事件に関する実務の面も熟知しておられる。まさに理論と実践の双方向からの形影相伴う方法論もまた、犬伏先生の民法学の底流にあろう。さらに後でも触れるが、近時は、精力的に韓国の関連機関に調査訪問をされるなど、韓国法への関心を深められている。韓国家庭法院の調査官との共同執筆や韓国文献および立法等の翻訳監修などもされ、先生のご関心はますます深まっている。

犬伏先生のご活躍は、当然、学界においても高く評価されている。日本における家族法学の中心的な学会組織である「日本家族〈社会と法〉学会」では、数多くの報告を手掛けられ、同学会理事としても長年尽力されたが、現在は監事のお立場で学会の発展に寄与されている。また、「ジェンダー法学会」においても理事を務められており、既存の学問分野の地平にとどまらず現代社会に対する鋭い問題意識の下、後進の育成に励まれている。近年では、家族法改正研究会の中心メンバーのおひとりとして、婚姻法分野を中心とした家族法改正に関する研究や提言を続けておられる。

また最近では、先生は海外での学術活動にも力を入れられている。最近時の一例のみ挙げれば、二〇一六年六月、韓国・済州島にて開催された、「二〇一六年度 韓国家族法学会・養育費履行管理院共同開催　夏季国際学術大会」（大会テーマは「家族法上の義務と履行の強制」）に参加され、「日本法上の子に対する親の扶養義務と履行の強制」と題する報告をされた。この報告は韓国語にも訳され同国の学術雑誌に掲載されている。さらに「新・アジア家族法三国会議」での先生のご活躍も特記すべきであろう。同会議は当初、一九八三年に「アジア家族法三国会議」として発足し、二〇一一年に現在の名称の組織に発展改組されたものだが、日本、韓国、台湾が順番に開催国となって、会議ごとのテーマに基づき、各国の家族法研究者や実務家がその国の現状や課題等について議

論を深める趣旨で運営されている。犬伏先生は、同会議に二〇一二年よりほぼ毎年参加し、会議等でいつも積極的な質問を重ね、各国からの参加者と学術交流のネットワークを活発に広げておられる。先生の裡には、決して枯れることのない豊かな学問的探求心、好奇心が泉のごとく湧き出でているのであろう。

きさくでお話好きで明るいお人柄の犬伏先生が学部を去られることは、まことに寂しい限りである。前任校から慶應に移られた当初、環境の変化に伴い先生が遭遇した数々のご不便もあっただろうが、そのようなことをものともせず、先生は法学部のためにご尽力下さった。

ご着任の年より通信教育部の学習指導副主任をお務め頂き、翌二〇〇〇年から大学院法学研究科委員となられ今日まで大学院教育に携わって下さっている。また二〇〇七年から〇九年にかけて法学部長補佐職に就かれ、学部全体の運営についての貴重なご意見を頂いた。さらに、主として受験生に向けた法学部の広報を担当する広報委員会委員長も長い間お務め頂き、その他の学部の用務についてもリーダーシップを発揮された。また、全塾的には、ハラスメント防止委員会の地区相談員のお務めも果たされた。どれも人望厚い犬伏先生であるからこそ、それぞれの場が先生を求め、先生もこれにお応えになられたに違いない。現在、学部長職にある私も、先生の柔和で朗らかなご対応にどれほど助けられたかは分からない。

ここに、犬伏由子先生の長年にわたる法学部へのご貢献に厚く御礼申し上げるとともに、先生の今後のご健勝とご活躍を祈念し、法学部として本号を謹んで進呈させていただきたい。

二〇一八年二月

法学部長　岩谷十郎